

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

1 補助金の名称等

6年度調査

補 助 金 の 名 称	地域密着型サービス事業所改修等補助金										
根 拠 規 定 等	文京区地域密着型サービス事業所改修補助金交付要綱										
創 設 年 月	平成	31	年	4	月	経過年数 〔自動計算〕	5年	終了予定年月			
見 直 し 年 月	令和	4	年	5	月	経過年数 〔自動計算〕	2年				
見 直 し の 内 容	定義の具体化、補助事業及び補助対象者の具体化										
予 算 科 目	款	項		目		大事業		中事業		計画事業番号	
	5 民生費	2 老人福祉費		1 老人福祉事業費		29 地域密着型サービス施設整備費補助		1 地域密着型サービス施設整備費補助		88	
補 助 金 の 種 別	☐ 奨励的補助 ☒ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給										

2 補助金の概要

補 助 目 的	区内に所在する地域密着型サービス事業所の老朽化、経年劣化の解消及び安全確保のために必要となった浴室、トイレ、洗面等の給排水衛生設備及び冷暖房設備（換気設備含む）等の改修に対して、修繕費の一部を予算の範囲内で補助することにより、既存の地域密着型サービス事業所の環境を改善し、利用者へのサービスの質の向上を図る。また、区内において将来必要となる地域密着型サービス施設の整備を促進する。					
補 助 事 業 等 の 内 容	区内に所在する宿泊を伴う地域密着型サービス事業所（認知症高齢者GH、地域密着型特養、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）のうち、10年以上運営を継続している事業所を対象に、老朽化、経年劣化の解消及び安全確保のために必要となった給排水衛生設備及び冷暖房設備（換気設備含む。）等の改修に対して、修繕費の一部を補助する。					
補 助 対 象 経 費 の 内 容	浴室（浴槽、シャワー、推進器具、ガス、給湯器等）、トイレ（便器、フラッシュバルブ、スイッチ等）、流し・洗面台、冷暖房設備（換気設備含む）の取換え・修繕の工事及びフロスの張替え等、老朽化・経年劣化の解消及び安全確保のために必要となった改修費					
補 助 事 業 者 等	☐ 区民 ☐ 地域活動団体 ☐ NPO（特定非営利活動団体） ☒ 事業者 ☐ その他					
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕					
補 助 金 の 算 出	☒ 定率 （補助率 1/2（上限あり） ） ☐ 定額 （補助額 ）					
	☐ 補助単価 （ 補助単価 単位 ） ☒ その他					
	〔その他の場合は具体的に記入〕					
	1事業者あたり、100万円を上限とする。 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕 補助制度を利用した設備と同一の設備については、その後10年間補助申請できないものとする。					
公 募 の 状 況	非公募					
実 績 報 告 書 時 に お け る 使 途 の 確 認 方 法	☒ 領収書 ☒ 契約書 ☐ 決算書 ☐ 成果物 ☒ その他 （ 工事後の写真、請求書等 ）					
補 助 ・ 単 独 の 状 況	☒ 区単独	負担割合 上乗せの内容・理由	区 1/2	国	都	補助対象者 1/2
	☐ 補助(区上乗せ無し) ☐ 補助(区上乗せ有り)					

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	3	3	2	10
決算(予算)額	1,391	2,172	1,757	6,000
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	1,391	2,172	1,757	6,000
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の 補助金につ いては不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	施設改修費補助を実施し、必要な改修が適時行われ老朽化した設備が刷新されたことにより、利用者が安全で快適に過ごすことのできる環境を確保することができた。
課題	開設から10年を経過した事業所が増加していることに伴い、経年劣化による施設修繕が増加している。
今後の方向性	利用者の安全を確保し安定した事業を継続していくための支援の提供が今後も必要であり、事業所における安定した事業の継続及びサービスの質の向上を図るため、引き続き支援を行っていく。